

# 広島県東ブロック流域治水協議会 規約

## (設置)

第 1 条 「広島県東ブロック流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

## (目的)

第 2 条 本協議会は、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、別表 1 の水系(以下「広島県東ブロック」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

第 3 条 協議会は別表 2 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 第 1 項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表 2 の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

## (幹事会の構成)

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 3 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 第 2 項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表 3 の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 広島県東ブロックで行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

## (会議の公開)

第 6 条 協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

## (協議会資料等の公表)

第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 8 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、広島県土木建築局河川課で行う。
  - 3 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

(雑 則)

- 第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

- 第 10 条 本規約は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。
- |    |    |     |     |                |
|----|----|-----|-----|----------------|
| 改定 | 令和 | 3 年 | 3 月 | 26 日 (対象水系の追加) |
| 改定 | 令和 | 4 年 | 3 月 | 28 日           |
| 改定 | 令和 | 5 年 | 3 月 | 23 日           |
| 改定 | 令和 | 6 年 | 3 月 | 27 日           |

## 広島県東ブロック流域治水協議会 対象水系

(水系名)

ふじい  
藤井川水系

ほんごう  
本郷川水系

はばら  
羽原川水系

しん  
新川水系

さんな  
山南川水系

たいしょう  
大正川水系

くりはら  
栗原川水系

おおた  
大田川水系

さいど  
才戸川水系

ほんたに  
本谷川水系

てしろ  
手城川水系

あつた  
熱田川水系

おきた  
沖田川水系

しげい  
重井川水系

くらさき  
倉崎川水系

おおがわら  
大河原川水系

広島県東ブロック流域治水協議会 委員

- (委員)
- 広島県東部建設事務所長
  - 広島県東部建設事務所三原支所長
  - 広島県農林水産局林業課長
  - 広島県農林水産局森林保全課長
  - 広島県農林水産局農業基盤課長
  - 三原市長
  - 尾道市長
  - 福山市長
  - (国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター広島水源林整備事務所長
- (オブザーバー)
- 広島県危機管理監危機管理課
  - 広島県土木建築局砂防課
  - 広島県土木建築局港湾漁港整備課
  - 広島県土木建築局都市計画課
  - 広島県土木建築局都市環境整備課

## 広島県東ブロック流域治水協議会 幹事

- (幹事)
- 広島県東部建設事務所次長（技術）
  - 広島県東部建設事務所三原支所次長（技術）
  - 広島県農林水産局林業課主査
  - 広島県農林水産局森林保全課主査
  - 広島県農林水産局農業基盤課主査
  - 三原市建設部土木管理課長
  - 三原市都市部都市開発課長
  - 三原市都市部下水道整備課長
  - 尾道市建設部土木課長
  - 尾道市建設部まちづくり推進課長
  - 尾道市上下水道局下水道課長
  - 福山市建設局建設管理部建設政策課長
  - 福山市建設局土木部港湾河川課長
  - 福山市建設局都市部都市計画課長
  - 福山市上下水道局工務部上下水道計画課長
  - (国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター広島水源林整備事務所造林係長
- (オブザーバー)
- 広島県危機管理監危機管理課
  - 広島県土木建築局砂防課
  - 広島県土木建築局港湾漁港整備課
  - 広島県土木建築局都市計画課
  - 広島県土木建築局都市環境整備課